○東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

平成16年7月13日東大阪市規則第42号

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

- (趣旨) 第1条 この規則は、東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成16年東大阪市条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。
- (定義) 第2条 この規則における用語の意義は、<u>条例</u>の例による。
- (産業廃棄物の保管の届出)
- 第3条 条例第4条第1項又は第4条の2第1項の届出書は、産業廃棄物保管施設届出書(様式第1)とする。
- 2 条<u>例第4条第1項第4号</u>の産業廃棄物の保管に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 保管の方法に関する次に掲げる事項
- ア 保管の目的
- 保管のための容器の使用の有無
- 保管の積み上げ高さ
- エ 産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは水銀 使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。)ごとの保管の方法
- オ 保管を行う事業場及び保管の用に供する場所の面積 カ 廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号ハからへまでに規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する生活環境の保全のための措置に係る計画
- キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (2) 産業廃棄物の搬入に関する次に掲げる事項
- ア 産業廃棄物の発生場所又は地域 保管を行う事業場への搬入の方法
- 搬入の頻度及び量
- エ 搬入を行う時間帯
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (3) 産業廃棄物の搬出に関する次に掲げる事項
- ア 搬出先の氏名又は名称及び住所
- 搬出の方法
- 搬出の頻度及び量
- 搬出を行う時間帯 エ
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (4) 保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、次に掲げる事項 ア 処分を行う産業廃棄物の種類ごとの処分の方法
- 処分の頻度及び量
- 1日あたりの処理能力
- エ 処分に伴い発生する産業廃棄物等の搬出先の氏名又は名称及び住所
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 条例第4条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第1項の届出書を提出する者(この条において「届出者」という。)が営む事業の種別
- 届出者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- 届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者である場合にあっては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
- (4) 届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- 産業廃棄物の保管開始予定年月日
- 4 <u>条例第4条第2項</u>の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 保管を行う事業場の平面図及び当該事業場の付近見取図
- 保管場所(当該保管に係る構造物を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分のための施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (4) 保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る設計計算書
- 保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる部分のある場合にあっては、構造耐力上安全であることを示す構造計算書
- 届出者が第2号の保管場所及び第3号に規定する施設の所有権(届出者が所有権を有しない場合は、使用する権限)を有することを証する書類
- (7) 保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、当該委託の契約に係る書類の写し 条例第4条第1項第5号の帳簿の備付け場所を明らかにした図面
- 5 条例第4条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 前項第2号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類
- 保管を行う事業場の平面図
- (3) 届出者が前項第3号に規定する施設の所有権(届出者が所有権を有しない場合は、使用する権限)を有することを証する書類
- 第4条 条例第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物保管施設(変更・廃止)届出書(様式第2)を提出することにより行わなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 条例第4条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の変更の場合にあっては、変更の内容及び年月日
- 保管を廃止した場合にあっては、廃止の年月日
- 2 前項の産業廃棄物保管施設(変更・廃止)届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、<u>条例第5条第2項</u>において準用する<u>同条第1項</u>の規定による届出 をしようとする者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条第3項後段又は第12条の2第3項後段の規定による届出(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)第8条の2の5第2項(廃棄物処理法施行規則第8条の13の6において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する場合に限る。)を併せて行うとき は、第1号に定める書類(前条第4項第2号の保管場所の所有権(所有権を有しない場合は、使用する権限)を有することを証する書類に限る。)及び第2号に定める書類(同項第1号に掲げる書類(保管を行う事業場の付近
- 見取図に限る。)に限る。)を添付することを要しない。 (1) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更の場合 前条第4項第6号に掲げる書類
- 条例第4条第1項第4号に掲げる事項の変更の場合 前条第4項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類条例第4条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合 前条第4項第8号に掲げる書類
- 3 条例第5条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。
- (1) 条例第4条第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる事項の変更の場合 変更の日の10日後 (2) 条例第4条第1項第2号又は第4号に掲げる事項の変更の場合 変更の日の14日前
- (3)保管の廃止の場合 廃止の日の10日後 4 前項の規定は、<u>条例第5条第2項</u>において準用する<u>同条第1項</u>の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「変更の日の14日前」とあるのは「変更前」と、「廃止の日の10日後」とあるのは「廃止の日の 30日後」と読み替えるものとする。 (書類の提出部数)
- 第5条 条<u>例第4条若しくは第4条の2</u>又は前条の規定により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。 (受理書)
- (帳簿の記載事項等)
- 第6条 市長は、<u>条例第4条第1項</u>若しくは<u>第4条の2第1項</u>又は<u>第4条第1項</u>の規定による届出書(保管の廃止に係るものを除く。)の提出を受けたときは、受理書(<u>様式第3</u>)を当該届出書の提出をした者に交付する。
- 第7条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 産業廃棄物の搬入を行った日、搬入のために使用した自動車の自動車登録番号及び運搬を担当した者の氏名
 - 前号の産業廃棄物の種類、数量及び発生場所
- 産業廃棄物の搬出を行った日、搬出のために使用した自動車の自動車登録番号及び運搬を担当した者の氏名
- 前号の産業廃棄物の種類及び数量並びに搬出先の氏名又は名称及び住所
- 保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、産業廃棄物の処分を行った日、処分を担当した者の氏名及び処分の方法並びに当該産業廃棄物の種類及び数量 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称、住所及び産業廃棄物処理業の許可番号並びに当該委託に係る廃棄物処理法第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の交付 (6)
- 番号 (7) 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該保管を行う事業場における保管量
- 2 条例第7条第1項の帳簿には、毎月末までに、その前月中における前項各号に掲げる事項を記載し、及びこれを1年ごとに区分して、記載の日から5年間保存しなければならない。
- (産業廃棄物の保管の場所に係る表示の方法等)
- 第8条 <u>条例第8条</u>の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板を設置することにより行わなければならない。
- 2 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 保管する産業廃棄物の種類及び数量
 - 保管を行う事業場の所在地
 - 保管の届出者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 土地所有者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 条例第4条第1項、第4条の2第1項又は第5条第1項前段(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った年月日 (5)
- 3 第1項に規定する掲示板は、廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号口(1)の規定により、その例によることとされている廃棄物処理法施行令第3条第1号リ(1)(ロ)に規定する掲示板と併設しなければならな い。 (指導)
- 第9条 条例第14条第1項の規定による指導は、当該指導に係る措置の内容及び当該措置を求める理由を記載した書面を交付することにより行う。 (産業廃棄物処理施設及び事業計画書)
- 第10条 条例第17条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- (1) 廃棄物処理法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の積替え又は保管
- (2) 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設 (環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項又は大阪府環境影響評価条例(平成10年大阪府条例第3号)第2条第2項に規定する対象事業に係る施設を除く。) <u> 絵例第17条第1項</u>の事業計画書(以下「事業計画書」という。)は、事業計画書(<u>様式第4</u>)によるものとする。
- 条例第17条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第3号に掲げる書類については、<u>条例第17条第1項</u>の場合において、<u>同項</u>に規定する者が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けようとしたな らば、同条第3項ただし書に該当するときは、この限りでない。 (1) 当該事業計画書に係る産業廃棄物処理施設(以下「計画施設」という。)(第1項第2号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管の場所を含む。)の構造及び当該計画施設に付随する設備の構造を明らかにする平
- (1) 当該事業計画書に保る産業廃業物と達施設(以下計画施設」という。)(第1項第2号に掲げる施設にありては、産業廃業物の保管の場所を含む。)の構造及び当該計画施設に下随りる設備の構造を切らがにする平 面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場の場合にあっては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 (2) 第1項第2号に掲げる施設(埋立処分及び海洋投入処分の用に供する施設を除く。)にあっては、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (3) 第1項第2号に掲げる施設であって、廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 (4) 当該事業計画書に係る土地(以下計画地」という。)の所有者(当該計画地において建築物その他の構造物がある場合であって、当該計画地の所有者以外の者がその所有権を有するときにあっては、その者を含む。)

- に対し、当該事業計画書の説明を行った旨を証する書類 (5) 計画地における計画施設及びこれに付随する設備の配置図
- (6) 計画施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のための措置を示す書類
- (7) 計画施設の設置に係る関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類
- (8) 計画地に係る土地の登記事項証明書及び当該計画地の付近の地籍図並びに計画地において建築物その他の構造物がある場合にあっては、建物の登記事項証明書
- (9) 計画施設の処理能力を明らかにする設計計算書(第1項第1号に規定する施設にあっては、保管上限の計算書) (10) 計画施設に係る適正な維持管理を行うための体制を示す書類、保守点検箇所及び点検頻度を示す書類並びに廃棄物処理法施行規則第10条の8第1項又は第10条の21第1項に規定する帳簿の記載事項を示す書類 (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (説明会等計画書) 第11条 条例第18条の説明会等計画書(以下「説明会等計画書」という。)は、説明会等計画書(様式第5)によるものとする。
- 2 条例第18条第1号の閲覧の計画には、閲覧の場所、期間及び時間並びに閲覧の場所の周知方法を記載しなければならない。
 3 条例第18条第2号の説明会の開催の計画には、開催の日時及び場所並びにその周知方法並びに事業計画書提出者側の出席予定者の人数を記載しなければならない。
 4 条例第18条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項 条例第21条第1項に規定する関係地域(以下「関係地域」という。)の範囲及びその設定の根拠
- (3) 条例第21条第2項又は第22条第2項の規定による周知の方法
- (事業計画書等についての公示等) 第12条 <u>条例第19条</u>の規定による公示は、事業計画書又は説明会等計画書の提出を受けた旨のほか、次に掲げる事項について市役所前の掲示場に掲示して行う。
- (1) 条例第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 縦覧の場所、期間及び時間

条例第19条の規則で定める書類は、第10条第3項各号に掲げる書類とする。

<mark>条例第19条</mark>の規則で定める期間は、公示の日から1月を経過する日と説明会等計画書に記載された説明会の開催の日(2回以上開催される場合にあっては、最も遅い開催の日)の翌日とのいずれか遅い日までの期間と する。

(事業計画書の閲覧)

- 第13条 関係地域は、次に掲げる地域とする。
- (1) 計画地をその区域に含む自治会(本市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められており、その区域に住所を有する全ての個 人が構成員になることができ、かつ、その相当数の者が現に構成員になっているものに限る。)の区域(計画地と計画地の隣接地がそれぞれ異なる自治会の区域に含まれる場合にあっては、当該計画地の隣接地をその 区域に含む自治会の区域を含む。)
- (2) 第10条第1項第2号に掲げる施設であって、廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、同条第3項に掲げる書類に記載された生活環境に影響を及ぼすと予想される地域

2 条例第21条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 関係地域内の土地の所有者、管理者及び占有者

- 関係地域内の土地における農業経営者
- 関係地域内の事業所等において勤務している者 (3)
- (4) 計画地からの排水(雨水又は生活排水を除く。)が最初に流入する水域又は水路の水利権者
- 条例第21条第2項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により次項各号に掲げる事項について周知することとする。
- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (2) 自治会の協力を得て行う印刷物の回覧又は配布
- 産業廃棄物処理施設の設置予定場所において行う掲示 (4) 関係地域内にある公共の場所の掲示板において行う掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める方法
- 4 条例第21条第2項の規定により周知すべき事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第17条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- 事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間
- (3) 事業計画書の提出をした者(以下「事業計画書提出者」という。)に対し、事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる旨
- (4) 前号の意見に対し、事業者が見解を書面により関係住民に示す旨 (説明会の開催等)
- 第14条 条例第22条第1項に規定する説明会(以下「説明会」という。)の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければならない。
- 2 事業計画書提出者は、説明会において、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配付の上、事業計画の内容を十分に説明し、及び関係住民の質問に対し誠実に対応するよう努めるとともに、条例第23条の規定 により意見書の提出ができること及び条例第24条の規定によりこれに対する見解が書面により示されることを説明しなければならない。
- 条例第22条第2項の規定による周知は、前条第3項各号のいずれかに該当する方法により次に掲げる事項について行うものとする。
- 条例第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項 説明会の開催を予定する日時及び場所
- 事業計画書提出者に対して、事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を書面により一定期間内に述べることができる旨 (3)
- 条例第22条第3項の規定による周知は、事業計画書を要約した書類の提供又は前条第3項各号のいずれかに該当する方法により行うものとする。 条例第22条第3項の規定による届出は、説明会不開催届出書(<u>様式第6</u>)を提出することにより行わなければならない。
- 5
- 第15条 条例第24条の規定により事業計画書提出者の見解を示す書面は、見解書(<u>様式第7</u>)とする。この場合において、見解書には、当該見解を補足するために必要な資料を添付しなければならない。 (説明会等報告書)
- 第16条 条例第25条の説明会等報告書(以下「説明会等報告書」という。)は、説明会等報告書(様式第8)によるものとする。
- 条例第25条第1号の閲覧の結果には、閲覧の場所、期間及び時間、閲覧の場所の周知方法並びに閲覧した関係住民の人数を記載しなければならない。 条例第25条第2号の説明会の開催の結果には、説明会の開催の日時及び場所並びにその周知方法、出席した関係住民及び事業計画書提出者側の出席者の人数並びに議事録を記載しなければならない。ただし、説明
- 会が開催できなかったときは、開催できなかった理由及び条例第22条第3項の規定による周知の方法とする。 条例第25条第3号の関係住民の意見の要約及び事業計画書提出者の見解の要約には、意見書の提出を受け付けた期間、提出された意見書の総数、関係住民の意見の要旨及びこれに対する見解の要旨を記載しなけれ ばならない。
- 5 条例第25条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 条例第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - 説明会等計画書に示されていない周知方法により周知を行った場合にあっては、その周知方法
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 6 説明会等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第14条第2項の規定により説明会で配付した書類及び図面の写し(説明会が開催できなかったときは、条例第22条第3項の規定により提供した書類又はその他の方法を行ったことを示す書類の写し)
- 条例第23条の規定により提出された意見書の写し及び条例第24条の見解を示した書類の写し (説明会等報告書を受けたときの市長の意見)
- 2 市長は、前項ただし書の場合においては、説明会等報告書の提出を受けた日から2週間以内に必要と認める期間を定め、事業者に対し通知する。
 - (修正事業計画書)

第17条 <u>条例第26条第1項</u>の規則で定める期間は、30日間とする。ただし、市長が、<u>同条第2項</u>の規定により専門的知識を有する者の意見を聴く場合にあっては、市長が必要と認める期間とする。

- 第18条 条例第27条の修正事業計画書(以下「修正事業計画書」という。)は、修正事業計画書(様式第9)によるものとする。
- 2 修正事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類については、条例第27条の場合において、同条の事業計画書提出者が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けようとしたな らば、同条第3項ただし書に該当するときは、この限りでない。
- (1) 当該修正事業計画書に係る産業廃棄物処理施設(以下「修正計画施設」という。)(第10条第1項第2号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管の場所を含む。)の構造及び当該修正計画施設に付随する設備の 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場の場合にあっては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (2) 第10条第1項第2号に掲げる施設(埋立処分及び海洋投入処分の用に供する施設を除く。)にあっては、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (3) 第10条第1項第2号に掲げる施設であって、廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- (4) 当該修正事業計画書に係る土地(以下「修正計画地」という。)の所有者(当該修正計画地において建築物その他の構造物がある場合であって、当該修正計画地の所有者以外の者がその所有権を有するときにあって は、その者を含む。)に対し、当該修正事業計画書の説明を行った旨を証する書類
- (5) 修正計画地における修正計画施設及びこれに付随する設備の配置図
- 修正計画施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のための措置を示す書類
- (7) 修正計画施設の設置に係る関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類
- 修正計画地に係る土地の登記事項証明書及び当該修正計画地に係る付近の地籍図並びに修正計画地において建築物その他の構造物がある場合にあっては、建物の登記事項証明書 修正計画施設の処理能力を明らかにする設計計算書(第10条第1項第1号に規定する施設にあっては、保管上限の計算書)
- (10) 修正計画施設に係る適正な維持管理を行うための体制を示す書類、保守点検箇所及び点検頻度を示す書類並びに廃棄物処理法施行規則第10条の8第1項又は第10条の21第1項に規定する帳簿の記載事項を示す 書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (修正事業計画書を受けたときの市長の勧告の公示)
- 第19条 <u>条例第28条第3項</u>の規定による公示は、次に掲げる事項について市役所前の掲示場に掲示して行う。 (1) 条例第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項 (2) 条例第28条第1項の規定による勧告の内容及び同項の規定による指導又は助言の内容
- (修正事業計画書についての公示等)
- 第20条 条例第29条の規定による公示は、次に掲げる事項について市役所前の掲示場に掲示して行う。 (1)条例第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 修正事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間 2 条例第29条の規則で定める書類は、次に掲げる書類の写しとする。
- (1) 事業計画書及び条例第20条第1項の規定による市長の意見を記載した書面 (2) 説明会等報告書及び条例第26条第1項の規定による市長の意見を記載した書面
- (修正事業計画書の閲覧)
- 第21条 <u>条例第30条第1項</u>の規則で定める書類は、前条第2項各号に掲げる書類の写しとする。
- 2 第13条第3項及び第4項(第3号及び第4号を除く。)の規定は、<u>条例第30条第2項</u>において準用する<u>条例第21条第2項</u>の規定による周知について準用する。この場合において、第13条第4項第2号中「事業計画書」とある のは、「修正事業計画書」と読み替えるものとする。 (事業計画書の変更の届出)
- 第22条 <u>条例第32条第1項</u>の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した事業計画書変更届出書(<u>様式第10</u>)を提出することにより行わなければならない。 (1) <u>条例第17条第1項第1号から第5号まで</u>に掲げる事項
 - (2) 事業計画書の変更の内容
- 2 前項の事業計画書変更届出書には、届出の内容を補足するために必要な資料を添付するものとする。
- 条例第32条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による届出があった日から30日以内に行わなければならない。
- (説明会等計画書の変更の届出)
- 第23条 <u>条例第33条第1項</u>の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した説明会等計画書変更届出書(<u>様式第11</u>)を提出することにより行わなければならない。 (1) <u>条例第17条第1項第1号から第5号まで</u>に掲げる事項

 - (2) 説明会等計画書の変更の内容
- 2 前項の説明会等計画書変更届出書には、届出の内容を補足するために必要な資料を添付するものとする。
- 3 条例第33条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による届出があった日から30日以内に行わなければならない。 (修正事業計画書の変更の届出)
- 第24条 条例第34条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した修正事業計画書変更届出書(<u>様式第12</u>)を提出することにより行わなければならない。 (1)条例第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 修正事業計画書の変更の内容 2 前項の修正事業計画書変更届出書には、届出の内容を補足するために必要な資料を添付するものとする。 3 条例第34条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による届出があった日から30日以内に行わなければならない。
- (事業計画の廃止の届出) 第25条 条例第35条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(様式第13)を提出することにより行わなければならない。
- 2 条例第35条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について市役所前の掲示場に掲示して行う。
- (1) 条例第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 産業廃棄物処理施設を設置しないこととした旨 (準用)
- 第26条 第10条から前条までの規定は、廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可(産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けようとする者について準用する。この場合において、次の表 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

シム (常に) さいれた 十三女	ツーマ (本) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	16回衣の石榴に始ける子 りに此が日んるい
第10条第1項第1号	廃棄物処理法第14条第1項	廃棄物処理法第14条の2第1項又は第
	又は第14条の4第1項	14条の5第1項
	の許可	に係る事業の範囲の変更の許可
	業を行うために設置する	変更後の事業を行うために変更する
第10条第1項第2号	廃棄物処理法第14条第6項	廃棄物処理法第14条の2第1項又は第
	又は第14条の4第6項	14条の5第1項
	の許可	に係る事業の範囲の変更の許可
	業を行うために設置する	変更後の事業を行うために変更する

2 第10条から前条までの規定は、廃棄物処理法第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者(産業廃棄物処理施設の設置 の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更に係る届出をしようとする者であって、次項で定めるものに限る。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第1項第1号	廃棄物処理法第14条第1項又は 第14条の4第1項の規定による産 業廃棄物収集運搬業又は特別管 理産業廃棄物収集運搬業の許可 を受けよう 業を行うために設置する	廃棄物処理法第14条の2第3項に おいて準用する第7条の2第3項又 は第14条の5第3項において準用 する第7条の2第3項の規定による 届出をしよう 届出に係る設置の場所及び主要な 設備の構造又は規模の変更をす
		ବ

廃棄物処理法第14条第6項又は 廃棄物処理法第14条の2第3項に 第10条第1項第2号 おいて準用する第7条の2第3項又 第14条の4第6項の規定による産 業廃棄物処分業又は特別管理産 は第14条の5第3項において準用 業廃棄物処分業の許可を受けよう する第7条の2第3項の規定による 届出をしよう 業を行うために設置する 届出に係る設置の場所及び主要な 設備の構造又は規模の変更をす

- 3 条例第37条第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者とする。
 (1) 産業廃棄物処理施設の処理能力の強化(第10条第1項第1号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管上限の増加)
 (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所及び主要な設備の構造若しくは規模の変更に伴う関係地域又はこれに相当する地域として市長が認める地域の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該行為に伴い周辺の生活環境への負荷が増大し、又はそのおそれがあると市長が認めるもの (書類の提出部数)

第27条 <u>条例第5章</u>及びこの規則の規定により市長に提出する書類(第4条に規定する書類を除く。)は、正本1部及び副本2部とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その副本の部数を追加することがある。 (身分証明書)

第28条 条例第39条第2項の証明書は、身分証明書(<u>様式第14</u>)とする。 附 則

- この規則は、平成16年10月1日から施行する。 附_則(平成17年3月4日規則第9号)
- この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 附 則(平成17年4月28日規則第60号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成23年12月28日規則第57号) この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成29年9月29日規則第46号)
- 別、前、前、一成と0十3万20日があれる。 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。 2 改正前の東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、改正後の東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規
- 様式第1(第3条第1項関係)

産業廃棄物保管施設届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

産業廃棄物の保管を行うので、東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(第4条第1項・第 4条の2第1項)の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

呆	管	を	行	ō	事	業	場	の	名	科	· B	を て	バ	所	在	地	名 称: 所在地:						
	有者	首 0) 氏	4		業又に		3 1	陈 》	及	CK	住	が所	土並	地び	のに							
去 産	人保	2	あ <i>-</i>)		は	`	そ	の	ft	: 表		舌	の	氏	名							_
	管	保			î				の			=				的							_
兖	の	保	管	の	た	め	の	容	岩	品 0	D 位	吏 丿	用	の	有	無		7	有	• :	無		
艇	方	保	î	宇	0	ס	積		み	_	Ŀ	け	f	商	í	さ		m以	下				
勿	法に	産	業月	堯	棄	物の	り和	鱼類	Į I	ک	Ø	保	管	· の	方	法							
の重	関	保の	管用	る	さに	行供	うす	事-	:	業 場	場	及 所	0		保面	管積	保 管 を 保管の用						r
質	する		棄生			0 理									: 律		W B 47/1	IIC DX	7 27	<i>9917</i> 1	_		_
及	事	行	令 1	こま	見気	巨す	る	積	替	え	及て	ド 保	12 省	宇 に	係	る	別紙のと	おり					
バ	項		準しの									也す			活計								
数量	産業廃	産	業	廃	棄	物	Ø	発	· 生	E #	易見	听 .	又	は	地	城							
払そ	棄物の	保	管	を	行	う	事	業	場	^	の	搬	入	0	方	法							
D	搬入																						_
<u>t</u>	に関す	搬		入		0		頻		度		及		び		量							
笙 炭	る事項	搬		入		を		行		う		時		間		帯							
É	産業																						_
E	未廃棄物	搬	出	先	0	氏	名	又	1 13	1 4	5 利	东 〕	及	び	住	所							
勿	の搬	搬			В	Н			の			力	ĵ			法							
り 呆	出に関立	搬		出		の		頻		度		及		び		量							_
Ť	する事	搬		出出出		を		行		う		時		間		帯							_
2	項処	処	分	ш 		行	う	産	: 4		廃	棄	Æ		の	種							_
E	分に	類	ご		۔ ک	1J の	夕		分	の		方	法		*	2							
+	関す	処		分		の		頻		度		及		び		量							
5	る	1	日		あ	7	F-	ŋ	(の	処		理	Í	栏	カ							
+	事項	処産	タ 業	7	に 廃	こ 棄	伴 *	'n	い等	0	発 拍	生 搬	E 出	す	- 先	るの							
텤	*1	氏	名		又		す	名		称	及		び		È	所							
5	例分	育 7	7 条	· 匀	等	1 Ч	頁 0	D #	長 名	簿	0 1	備	付	け	場	所							
3	出	ż	者	が		営	ą	2	事		業	o	カ	和	Ĺ	別							
i H	出者が	建	投業	のま	午可	「をす	受け	たぇ	者で	ある	5場	合			:した の名								
													許	可	番	号							
a	Librara	lan ti		عالد ح		gra A	.	1.1.	-to	<i>p</i> . 1	7 10				としたの名								
百仕	者が	解体	工事	棄者	10	登録	を受	けた	こ者	であ	る場	台.			番								_
Ē.			3 産	_		_	棄り					の			:した								
F	可	を	受	け	た	者	で	ð	5 7	3	場	合	許	可	番	号							
R	Ŷ	ģc ģc	開		4	始	=	F	7	定		年		月		日	年 (廃止子		月年		日 月	日)	

- 1 産業廃棄物の種類については、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は 水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。 2 *1の欄には、保管場所において処分を行う場合に限り記載すること。 3 *2の欄には、2以上の産業廃棄物を処分する場合など、その記載事項の全てを記載することができ ないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 ※欄は記入しないこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために 実施する生活環境の保全のための措置に係る計画

囲	い	Ø	性	状	`	構	造	耐	力	
屋	根	等	Ø	飛背	钕 ;	流出	防	止	措	置
悪		臭		防		止		措		置
汚	水	に	ょ	る	汚	染	防	止	措	置
ね	ず	み	`	害	虫	等	防	止	措	置
そ構	0.		他等	保に	関	管す	施る	i	改事	の項
/#: :#:										

- 1 記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、当該施設の構造を明らかにす る平面図、立面図、断面図及び構造図等を含むこと。
- 2 各項目にその記載事項の全てを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載 し、別紙を添付すること。

様式第2(第4条第1項関係)

産業廃棄物保管施設(変更・廃止)届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(第4条第1項・第4条 の2第1項)の規定に基づき届け出た産業廃棄物の保管に係る事項について(変更・ 廃止)が生じたので、(第5条第1項・第5条第2項)の規定により、関係書類を 添えて、次のとおり届け出ます。

			内		容			
3	変	更	前		変	更	後	
	変更・	廃止年	月日		年	月	日	

| 備考 変更の場合、当該変更内容に関連する添付書類等は、届出当初に提出したものと同等のもの | を添付すること。

様式第3(第6条関係)

					受	理	書			
								第年	月	号日
			様							
							東大阪市長			Đ
	年	月	日	こ次の	〉届出書を	と受理しまし	た。			
届	出	Ø	根	拠		条第1項・第	の不適正な処理 4条の2第1項			
届	出	Ø	内	容		廃棄物の保管 の変更等の届				
備				考						

様式第4(第10条第2項関係)

事 業 計 画 書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第17条第1項(同条例第37条において

準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり届け出ます。

電話番号

			業廃棄物処理施設の設置 場所				
		計	画 地				
	事	産シ	業廃棄物処理施設の種類				
	業	別(有品ば	の扱う産業廃棄物又は特 管理産業廃棄物の種類 当該産業廃棄物に石綿含 産業廃棄物、水銀使用製 産業廃棄物又は水銀含有 いじん等が含まれる場合 その旨を含む。)				
			,	1		用途地域	
	計	共	周辺の状況	兄			
	画	通	この施設を設置するにあたり必要な他法令許可、手続等				
		事	廃棄物の処理及び清掃に限 律施行令第7条の産業廃棄 理施設の該当状況		該当す	-S	該当しない
		項	廃 乗 (名称・業種) の 流 れ	集運搬業	者 処分業績 □>		理後の処理方法 生先(中間処理業者)
			担当者 氏名 連絡先			電話番号	
	0	積替	敷 地 面 積	公簿・	実測 ㎡	保管最大 高 さ	m
		保管施	積替場所の面積 保管場所の面積	-	m² m²	保管最大 容 量	m³
		設	施 設 の 概 要				
	概	中間処	敷 地 面 積	公簿·	実測 m²	受入最大容 量	t•m³
		理施	施 設 の 種 類			処理能力	t • m³∕∃
		設	処 分 の 工 程				
	要	最	面積	公簿・	実測 ㎡	容 積	m³
		終処	土地所有者の住所及び氏名				
		分場	申 請 地 番				
		-tmi	跡地の利用計画				
ŀ		作業時	作業の時間帯				
	事	時間等	休 業 日 等				
	業の	管	組織				
	概	理	施設維持管理について				
	要	体制	(点検・検査・対処等) 事故発生時の措置につい て				
ŀ	関	関	係地域の範囲				
	関係地域		係地域の設定の根拠				
-	坝		務所及び事業場の名称	所	在	地	電話番号
-							
-							
1				1			



作	業 工 程 等		\Rightarrow
	飛散及び流出防止措置		
	悪臭発散防止措置		
	騒音振動発生防止措置		
	害虫等発生防止措置		
生活環境	雨水流入防止措置		
の保全	粉塵等発生防止措置		
のための	地下浸透防止措置		
措置	汚 水 処 理 措 置		
	火災発生防止措置		
	その他生活環境の保全 のための措置及びその 措置により期待される 効果		

様式第5(第11条第1項関係)

説 明 会 等 計 画 書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

提出者 住所

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第18条(同条例第37条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

	設 置 の 場 所	
産業廃	種類	
産業廃棄物処理施設の概要	取り扱う産業廃棄物又は特別 管理産業廃棄物の種類(当該 産業廃棄物に石綿含有産業廃 棄物、水銀使用製品産業廃棄 物又は水銀含有ばいじん等が 含まれる場合は、その旨を含 む。)	
	処 理 能 力	
関係地域	関係地域の範囲	
地域	関係地域の設定の根拠	
閲覧	閲 覧 の 場 所	
か計	閲覧の期間及び時間	
画	閲覧の場所の周知方法	
30	開 催 の 日 時	
説明会の	開 催 の 場 所	
開催	事業計画書提出者側の出席予	提出者又はその代表者、役員、従業員等
か計画	定者の人数	上記以外の関係者(
	開催の周知方法	
意	見書の提出の方法	

様式第6(第14条第5項関係)

(あて先) 東大阪市長

説明会を開催しないので、東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第 22条第3項(同条例第37条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届 け出ます。

_						
n'r.	設	置	Ø	場	所	
座業廃棄	種				類	
産業廃棄物処理施設の概要	産業別 物にる 用製品	を 変 変 変 変 の を に に に に に に に に に に に に に	重類(当 産業廃棄 乗物又は	該産業物、オ 物、オ 水銀台	炭廃棄 水銀使 含有ば	
*	処	理	能	3	カ	
説	明会を問	開催するこ	ことがで	きない	理由	
	業計画 方法	書の内容を	を関係住	民に属	男知す	

様式第7(第15条関係)

様

見

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第23条(同条例第37条におい て準用する場合を含む。) の規定により提出された意見書についての見解は、次のとおり です。

意見書に記載された意見の要旨	
意見書に記載された意見に対する見 解	

様式第8(第16条第1項関係)



説 明 会 等 報 告 書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

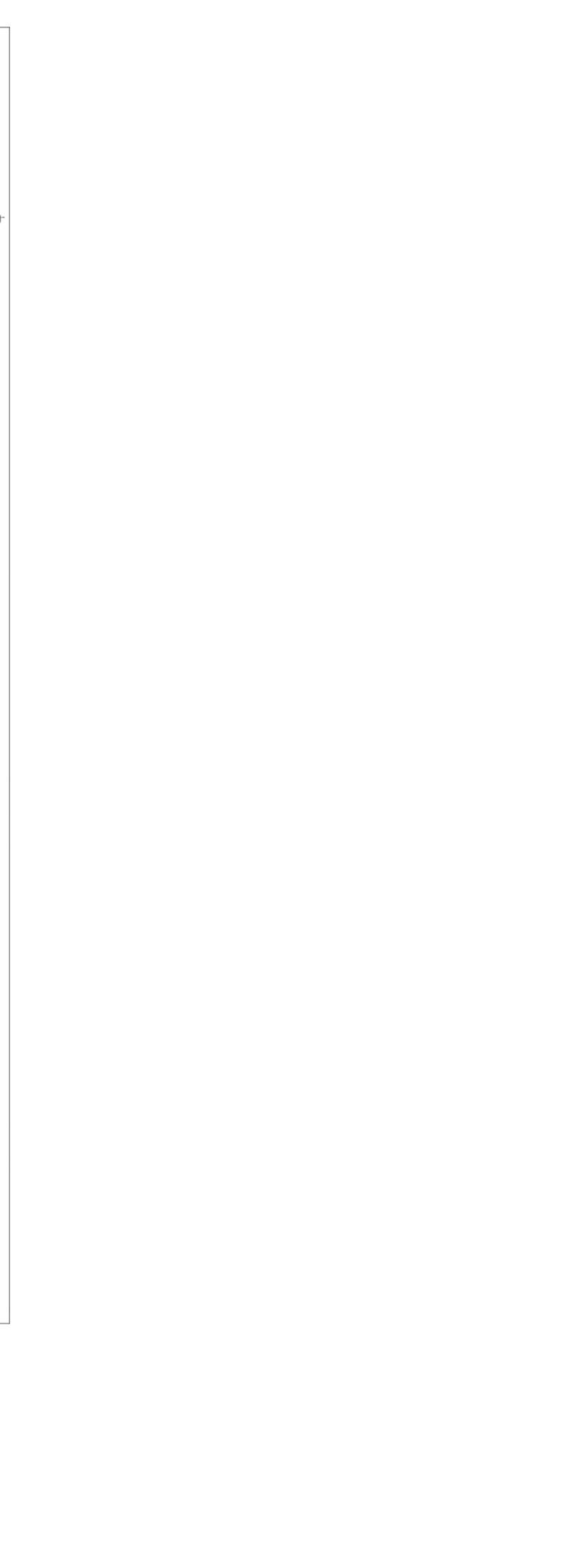
提出者 住所 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第25条(同条例第37条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

設	置の	場所	
種		類	
産物用い	業廃棄物の種類(当 こ石綿含有産業廃棄 製品産業廃棄物又は じん等が含まれる場	該産業廃棄 物、水銀使 水銀含有ば	
処	理能	力	
閲	覧の	場所	
閲	覧の期間及	び時間	
閲	覧の場所の周	知 方 法	
閲	覧した関係住」	民の人数	
	開催の	日 時	
	開催の	場所	
開催し	事業計画書提出者 の人数	側の出席者	提出者又はその代表者、役員、従業員等
た場合	間 傑 の 国	han to its	上記以外の関係者(
0			
			別紙のとおり
(開催できなかった場合)	開催できなか	った理由	
	説明会に代わる事用知方法	業計画書の	
見書	等の提出を受け付	けた期間	~
出	された意見書	ちの総数	
		びこれに対	
	種 取産物用い旨 処 閲 閲 閲 閲 閲 間 (開催した場合) 見 出 住見	種 取産物用い旨 処 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲 閲	種 類 理棄使 が

様式第9(第18条第1項関係)



修正事業計画書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

提出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第27条(同条例第37条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

			多正前				
修	Ī	E し た 内 容 ←	多正後				
		業廃棄物処理施設の設置 場所					
	計	画 地					
修	産	業廃棄物処理施設の種類					
lis.	別	り扱う産業廃棄物又は特 管理産業廃棄物の種類					
正	有品は	当該産業廃棄物に石綿含 産業廃棄物、水銀使用製 産業廃棄物又は水銀含有 いじん等が含まれる場合 、その旨を含む。)					
事	100	地				用途地域	
	共	周 辺 の 状 沥	2				
業	通	この施設を設置するにあた り必要な他法令許可、手紛 等					
	事	廃棄物の処理及び清掃に関 律施行令第7条の産業廃棄 理施設の該当状況			該当す	·S	該当しない
	項	棄 (名称・業種) 物 の 流	美運搬業	者	処分業績		理後の処理方法 生先(中間処理業者)
		れ 担当者 氏名 連絡先				電話番号	
計	積	敷 地 面 積	公簿·	実測	m²	保管最大 高 さ	m
画	替保管	積替場所の面積			m²	保管最大	m³
	施設	保管場所の面積 施 設 の 概 要			m²	容 量	
0	中間	敷 地 面 積	公簿・	実測	m²	受入最大容 量	t·m³
概	処理施	施 設 の 種 類				処理能力	t·m³/日
	設	処 分 の 工 程					
要	最	面積	公簿·	実測	m²	容 積	m²
	終処	土 地 所 有 者 の住 所 及 び 氏 名					
	分場	申 請 地 番					
		跡地の利用計画					
-tr	作業時	作業の時間帯					
事業	時間等	休 業 日 等					
0	管	組織					
概	理	施設維持管理について					
要	体制	(点検・検査・対処等) 事故発生時の措置につい て					
関係	関	係地域の範囲					
関係地域	関	係地域の設定の根拠					
	事	務所及び事業場の名称	所		在	地	電話番号



作	業	工	程	等	С	\downarrow	
	飛散及	び流と	出防止	措置			
	悪臭多	卷散目	坊 止:	措 置			
	騒音振	動発生	主防止	措置			
	害虫等	発生	防止	措置			
生活環境	雨水流	充入 [坊 止:	措 置			
の保全	粉塵等	発生	防止	措置			
のための	地下沒	是 透	防 止:	措 置			
措置	汚 水	処	理措	昔 置			
	火災多	≗生!	防止:	措置			
	その他 のため 措置に 効果	の措置	置及び	その			

様式第10(第22条第1項関係)

事業計画書変更届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者

住所 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画書の変更について、東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第32条第1項(同条例第37条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

								_										
									更前									
変		更	0	D	Þ	4	容	l .	更後									
		業廃 場所	棄物	処理	施記	没の	設置											
	計			画			地											
事	産	業廃	棄物	処理	施記	没の	種類											
	別	管理	う産 建産業 産業	廃	棄物	カの	種類											
業	有品ば	産業産業	圧廃廃をいる	物、 物又 が含	水がはなった。	根使水銀	用製含有											
計		地						目					用途地域	à				
	共	周	辽	1	0		状	況										
画	通		の施記															
	事	廃		令第	7条	きの			上 する法 物の処	1	該	当す	る		該当	しな	:11	
		廃棄物	排出		挨者		Ţ	収集	運搬業	者	処分	業者	が 中間処 又は再					業者)
	項	の流れ					\Rightarrow				⇒		\Rightarrow					
		担	当者	氏連	名 絡先	i							電話番号					
0	積替	敷		地		面	1	積	公簿·	実測		m²	保管最大 高 さ					m
	保管按	-			所			積				m²	保管最大 容 量					m³
	施設	保施	管設		所の	の相		積要				m²	4 里					
概	中間の	敷		地		面		積	公簿・	実測		m²	受入最大容 量					t•m³
	処理施	施	設	:	の	利	重	類					処理能力				t·	m³/日
	設	処	分		の		Г.	程										
要	最	面					į	積	公簿·	実測		m²	容 積					m³
	終処	土所	地 及		有び	者 E		住名										
	分場	申		請		地	:	番										
		跡	地	の	利	用	計	画										
事	作業時間	作	業	の	B	寺		帯										
業	等	休		業		日		等										
O)	管理	組	Sn. Au.	Lt- A	Ar sem			織										
概要	理体		設維 点検															
安	制	事で	故発生	生時	の打	昔置	につ	い										
関係	関	係	地	域	Ì (カ	範	囲										
関係地域	関	係:	地域	の	設分	定の	根	拠										
	事	業所	で及び	事業	连場(の名	称		所		在		地	\perp	電	話	番	号



作	業	エ	程	等		\Rightarrow	\Rightarrow
	飛散及び	流出	防止	措置			
	悪臭発	散防	5 止 扫	昔 置			
	騒音振動	発生	防止	措置			
	害虫等系	巻生	防止	措置			
生活環境	雨水流	入防	5 止 扫	昔 置			
の保全	粉塵等系	巻生	防止	措置			
のための	地下浸	透防	方止扌	昔 置			
措置	汚水。	近 我	里 措	置			
	火災発	生防	5 止 扫	昔 置			
	その他生のための措置によ効果	措置	及び	その			

様式第11(第23条第1項関係)

説明会等計画書変更届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した説明会等計画書の変更について、東大阪市産業廃棄物の不 適正な処理の防止に関する条例第33条第1項(同条例第37条において準用する場合を含む。)の規 定により、次のとおり届け出ます。

亦	Ţ	r /	D	内	がマ	変見	更前		
変	9	. 0	り	М	容	変見	更後		
	設	部	ì	Ø	ţ	旦	所		
産業廃	種						類		
産業廃棄物処理施設の概要	管産棄物	里産業 を を を を を はれる	を施り、銀の	業年に使含合	種類に	頁(計算産業別	当該廃棄が		
	処		理		能		力		
関係地	関	係	地	域	の	篐	囲		
地域	関	係 地	域	の設	定	の根	・拠		
閲覧	閲	ÿ	Ĺ	の	ţ	易	所		
の計	閲	覧の	り担	間	及て	ド時	間		
画	閲	覧の	場	所の	周	知力	法		
説明	開	召	Ě	の	ŀ	1	時		
明会の	開	催	É	の	ţ	易	所		
開催				是出者	針側の	り出た	有予	提出者又はその代表者、役員、従業員等	
節の計	定者	皆の人	数					上記以外の関係者 ()	
画	開	催	Ø	周	知	方	法		
意	見	書	0	提出	1 0	方	法		

修正事業計画書変更届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

年 月 日付けで提出した修正事業計画書の変更について、東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第34条第1項(同条例第37条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

										_												
									变更前													
変		更	0	D	ļ	内	砻		変更後	T												
		業廃湯所	棄物	処理	l 施	設の	設置	î.		_												
	計			画			坩	<u>t</u>														
修	産	業廃	棄物	処理	11施	設の	種類	Į.														
正	別(有品は	り 管 当 産 産 バ そ	産業産業産業	庭廃 物物が	棄物水はま	勿に銀水れ	種綿如用含	百名以下														
事		地				,,		F	1						用途均	也域						
	共	周	iZ	1	0)	状	汐	2					_								
業	通		の施記																			
	事	律加		令第	7 \$	その			 するネ 物のタ		1		該当す	-る)		診	送当	しな	:11		
	項		排出	事	業者		\Rightarrow	収组	美運搬	業	者	⇒	心分業	者			里後の				業者	皆)
		担当	当者	氏連	名絡生	t.								1	電話番	号						
計	積替	敷		地		面		積	公簿		実測		m²		呆管最 高	大さ						m
画	保管	積			所	の	面	積					m²	4	呆管最							mi
	施設	保施	管設		所の	の *	既	積要					m²	1	容	量						
の	中間の	敷		地		面		積	公簿		実測		m²		受入最 容	大量					t	· mi
概	処理施	施	設	<u>.</u>	の	1	重	類						4	の理能	カ				t·	m³,	/日
	設	処	分	•	の	-	Г	程						Т								
要	最	面						積	公簿		実測		m²	3	容	積						mi
	終処	土住	地所	所及		有 び	者氏	の 名														
	分場	申		請		地		番														
	l/c:	跡	地	の	利	用	計	画														
事	作業時間	作		D)) [時	間	帯						_								
業	等	休如		業		日		等														
の概	管理	組	ひ維	tis A	- 18	B 17	~ lo	織て														
慨	体	();	女稚 女発生	• 検	査	· 対	- 処等	¥)														
朗	制	て								_												
関係地域	関関	係均	地地地域				節の根	囲 - 拠														
攻		業所						170	所				在		+	也		雷	話	番	무	
	4,			. 1	~ 100	-4	4 1/4"		//				,	_		_		- 4	2414	123	-3	



作	業 工 程 等		\Rightarrow
	飛散及び流出防止措置		
	悪臭発散防止措置		
	騒音振動発生防止措置		
4-	害虫等発生防止措置		
生活環境	雨水流入防止措置		
の保全の	粉塵等発生防止措置		
のための	地下浸透防止措置		
措置	汚 水 処 理 措 置		
	火災発生防止措置		
	その他生活環境の保全 のための措置及びその 措置により期待される 効果		

様式第13(第25条第1項関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画の廃止について、東大阪市産業廃棄物の 不適正な処理の防止に関する条例第35条第1項(同条例第37条において準用する場合を 含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

計	設	置	Ø	場	所	
画してい	種				類	
た産業廃棄物処理施設	別(有品ば	理産業業廃棄	業廃棄物、収含	棄物の石使銀るな	種綿用含場	
設の概要	処処	せの理		と含む	<u>。)</u> 力	
廃	Ш	Ŀ	の	理	由	

様式第14(第28条関係)

									1
第	뮺								
		身	分	証	明	書			
所 ,	属								
	······ 名								=
	名		_						1417414
生年月	目	年	月	日					7
上記の:	者は、東大阪	反市産業.	廃棄物	の不適	正な処理	里の防止に	関する条例	第39条第	η (
	定による検査								<u>ئ</u> ن
発行年月	Ħ	年	月	目					
有効期		车	月	日日					
					東大阪F	F 長		벼	
									_`
			-9t	ンヂメ	ートル-			→	
					-				

(裏)

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第39条 市長は、第3章及び第4章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者又は土地所有者等(以下これらの者を「被立入検査者」という。)の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の不適正な処理に係る土地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物又はその疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人に提示しなければならない。